

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

埼玉県公安委員会規則第 6 号

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第 1 条 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成 4 年埼玉県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に、「第 1 項」を「第 2 項」に改める。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第 2 条 埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年埼玉県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 9 号」を「第 10 号」に改める。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項又は第 3 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(立入検査)

第 6 条 条例第 27 条第 2 項の規定による立入検査は、同条第 1 項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができないとき、及び同条第 4 項の規定による立入検査は、同条第 3 項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができないときに行うものとする。

2 条例第 27 条第 5 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 4 号の 2）のとおりとする。

第 11 条第 1 項中「第 30 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「（以下この条において「中止命令」という。）」を削り、「ただし」の次に「、条例第 30 条第 2 項の規定による命令（以下この条において「中止命令」という。）については」を加える。

第13条中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改める。

様式第1号（表面）を次のように改める。

（表面）

第 年 月 日 号	
殿	
埼玉県公安委員会 印	
説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書	
埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第27条 第 1 項 第 3 項 の規定により、 次のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
記	
説明又は資料の提出を 求 め る 理 由	
説明又は提出資料の内容	
説明又は資料の提出の方法	
☐ 書面の提出による説明	
提 出 の 期 限	年 月 日
提 出 先	
資 料 の 提 出 の 要 否	☐ 要 ☐ 否
☐ 口頭による説明	
出 頭 す べ き 日 時	年 月 日 時 分
出 頭 す べ き 場 所	
資 料 の 提 出 の 要 否	☐ 要 ☐ 否
☐ 資料の提出	
提 出 の 期 限	年 月 日 時 分
提 出 先	
（注） 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- （注） 1 ☐印のある欄については、該当の☐に✓印を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 該当しない部分を二重線で抹消すること。

様式第 2 号を次のように改める。

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号）第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出をします。

記

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

（注） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

様式第 3 号を次のように改める。

説 明 日 時 ・ 場 所 変 更 申 出 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号）第 5 条第 1 項
の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書 の 番 号 及 び 日 付			第 号 年 月 日
変更申出事項	日 時	変 更 前	年 月 日 時 分
		変 更 希 望	年 月 日 時 分
	場 所	変 更 前	
		変 更 希 望	
変 更 申 出 理 由			

（注） 該当しない部分を二重線で抹消してください。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 5 条関係）

		第 号 年 月 日	
殿			
		埼玉県公安委員会 印	
説 明 日 時 ・ 場 所 決 定 通 知 書			
埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。			
記			
説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書 の 番 号 及 び 日 付		第 号 年 月 日	
☐ 説明の日時又は場所の変更決定			
変 更 事 項	日 時	変 更 前	年 月 日 時 分
		変 更 後	年 月 日 時 分
	場 所	変 更 前	
		変 更 後	
職 権 で 説 明 の 日 時 又 は 場 所 を 変 更 す る 理 由			
☐ 説明の日時及び場所の不変更決定			
説 明 の 日 時 及 び 場 所 を 変 更 し な い 理 由			

（注） 該当する□に✓印を付けること。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第 4 号の 2（第 6 条関係）

（表）

		第 号	
埼玉県暴力団排除条例第 27 条第 5 項の規定による身分証明書			
↑ 30.0 ↓	↑ 24.0 ↓	写 真	
		官 職	
		氏 名	
上記の者は、埼玉県暴力団排除条例第 27 条第 2 項又は第 4 項の規定による立入検査を行う警察職員であることを証明する。			
年 月 日		埼玉県公安委員会	印
		85.6	
		54.0	

（裏）

埼玉県暴力団排除条例（抜粋）	
（調査及び立入検査等）	
第 27 条 略	
2 ～ 4 略	
5 第 2 項又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
6 略	

備考：図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第10号（1面）を次のように改める。

第 号
年 月 日

中 止 命 令 書

殿

印

命令を受ける者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

前記の者に対し、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第30条 第1項
の規定により、次のとおり命令する。 第2項

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

様式第10号（2面）を次のように改める。

(2面)

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 該当しない部分を二重線で抹消すること。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。